

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2014 年一般入学試験（後期募集） －

試験科目：民法（担当：法科大学院 教授 佐賀義史）

1. 出題趣旨

民法の基本的な理解がどの程度できているのかを知るために、基本的な問題を事例形式で出題した。

具体的には、賃借権の無断譲渡・転貸が賃貸借契約の解除事由となることを、612条を引用して指摘できること、同条2項による解除権の制限に関する判例（最判昭和28年9月25日）を正確に理解し、事例に沿ってあてはめをすることを求めたものである。

2. 採点実感

612条の問題であることについては、ほとんどの答案が指摘できていた。しかし、612条の趣旨や同条2項による解除の制限に関する判例の知識・理解が不十分な答案が多かった。賃貸借契約関係は、当事者間の信頼に基づくものであるため、賃借権の無断譲渡・転貸は原則として許されず、賃貸借契約の解除事由となる。しかし、612条の趣旨に照らすと、賃借権の無断譲渡・転貸があっても、当事者間の信頼が害されない場合にまで解除を認める必要はないため、賃借人が「背信的行為と認めるに足らない特段の事情」を主張し、それが認められる場合は賃貸人よる解除を制限するというのが判例である。しかし、答案の多くは、何が原則であり何が例外であるかを論じないまま、賃貸借契約は当事者間の信頼に基づくものであるから、信頼関係が破壊されない限り解除は許されないという論理を展開していた。

3. 学習方法

基礎的な民法の教科書を用い、条文・趣旨・要件・効果を正確に理解すること。重要な判例についても正確に理解し、その事案における争点や規範、あてはめの仕方などを学ぶこと。事例問題に多くあたり、事務処理能力を養うこと。